

一般社団法人栃木県歯科医師会（以下、「甲」という。）と全国健康保険協会栃木支部（以下、「乙」という。）は、相互の協力が可能な分野における連携を推進するため、以下のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、「健康長寿とちぎづくり推進条例」及び「栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例」の目的である「健康長寿とちぎづくり」の推進をはかるため、甲と乙が相互に連携及び協力し、全国健康保険協会の加入者引いては県民の健康増進及び健康寿命の延伸を実現することを目指すものとする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携及び協力する。なお、実施時期、実施方法その他具体的な内容については、甲乙で協議のうえ、別途定めるものとする。

- （1）定期的な歯科検診の受診勧奨に関すること。
- （2）歯周病対策の推進に関すること。
- （3）口腔ケアの普及啓発に関すること。
- （4）かかりつけ歯科医の推進に関すること。
- （5）県民の健康づくりの推進に関すること。
- （6）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は前条に掲げる連携・協力事項の検討及び実施により知り得た相手方の個人情報、漏洩し、目的外に使用し、又は相手方の承諾なしに、第三者に開示してはならない。

2 前項の規定は本覚書の有効期間満了後も有効とする。

（覚書の有効期間）

第4条 本覚書の有効期間は、締結の日から平成27年3月31日までとする。た

だし、期間の満了の1ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも終了の申出がない場合は、更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（覚書の見直し及び解除）

第5条 甲又は乙が、本覚書の変更又は解除を申し出たときは、甲乙間で協議の上、本覚書の変更又は解除を行うものとする。

（疑義等の決定）

第6条 本覚書の内容に疑義等が生じた場合は、甲乙間で協議して定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年10月23日

甲：宇都宮市一の沢2丁目2番5号
一般社団法人 栃木県歯科医師会

会長 柴田 勝

乙：宇都宮市大通り1丁目4番22号 MSC 第2ビル
全国健康保険協会栃木支部

支部長 栗田 昭治